

長期優良住宅法認定等手数料一覧表

認定申請 長期優良住宅法第5条	手数料	
	確認書又は住宅性能 評価書の提出がない 場合	確認書又は住宅性能 評価書の提出がある 場合
一戸建ての住宅 ※3	53,000円	9,000円
共同住宅等(床面積の合計)【区分所有】		
S ≤ 500㎡	126,000円	16,000円
500㎡ < S ≤ 1,000㎡	200,000円	27,000円
1,000㎡ < S ≤ 3,000㎡	394,000円	38,000円
3,000㎡ < S ≤ 5,000㎡	707,000円	69,000円
5,000㎡ < S ≤ 10,000㎡	1,215,000円	117,000円
10,000㎡ < S ≤ 20,000㎡	2,248,000円	192,000円
20,000㎡ < S ≤ 30,000㎡	3,209,000円	234,000円
30,000㎡ < S	3,930,000円	249,000円
共同住宅等(床面積の合計)【賃貸】		
S ≤ 500㎡	126,000円	16,000円
500㎡ < S ≤ 1,000㎡	201,000円	28,000円
1,000㎡ < S ≤ 3,000㎡	396,000円	40,000円
3,000㎡ < S ≤ 5,000㎡	710,000円	72,000円
5,000㎡ < S ≤ 10,000㎡	1,219,000円	121,000円
10,000㎡ < S ≤ 20,000㎡	2,256,000円	200,000円
20,000㎡ < S ≤ 30,000㎡	3,222,000円	246,000円
30,000㎡ < S	3,947,000円	265,000円
変更認定申請 長期優良住宅法第8条	確認書又は住宅性能 評価書の提出がない 場合	確認書又は住宅性能 評価書の提出がある 場合
一戸建ての住宅 ※3	26,500	4,500
共同住宅等(床面積の合計)	※1	
譲受人決定認定申請 (法第9条)	3,000円	
地位承継承認申請 (法第10条)	3,000円	
容積率特例の許可 (法第18条)	169,000円	

- ※1: 共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1／2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料を徴収する。
- ※2: 認定申請に確認申請を併願する場合、棟全体の延床面積に対する建築確認申請手数料及び昇降機等の確認手数料(該当する場合)を加算する。
- ※3: 住戸の数が1で人の居住の用以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のものについては、一戸建て住宅として認定手数料を徴収する。
- ※4: 賃貸の共同住宅については、上記手数料を申請に係る住戸数で除すものとする。